

大仙市告示第36号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和7年 3月31日

大仙市長 老 松 博 行

- 一 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 二 縦覧場所
大仙市農林部農林整備課
大仙市のホームページ
- 三 本公告により、大仙市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定される